

## 小牧市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果について次のとおり公表する。

令和5年2月28日

小牧市監査委員 伊藤 二三

小牧市監査委員 稲垣 衿子

### 定期監査の結果について

#### 記

#### 第1 監査の対象及び実施期間

会計課

対象期間 令和4年4月1日から令和4年10月31日までの所管業務

実施期間 令和4年11月28日から令和5年1月13日まで

#### 第2 監査の方法

小牧市監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、各課に共通する収入・支出事務、契約事務、補助金交付事務、公有財産管理事務、旅費及び時間外勤務手当等支給事務などの財務事務及び個別の事務事業において、それぞれ抽出による関係書類や監査資料等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

### 第3 監査の結果

監査を実施した範囲においての所管の事務事業の執行処理状況については、一部の是正・改善を要する事項を除き、適正に執行されていると認められた。なお、軽微な事務の誤りについては、その都度是正指導を行った。

所管の監査の結果及び意見は次のとおりである。

#### 【会計課】

指摘事項なし

#### 意見

- ・ 光熱費（電気・ガス）、通信費（電話・インターネット回線）の支払いについては、債権者や支出科目が異なる場合が多く支出票を複数枚作成する必要があり、また納付期限までが短く事務が煩雑になっていることから、試行的に一部の部署においてクレジットカード払いを導入したところ、支出票の削減や納付書の到着遅れによる事務の煩雑さが解消されたとのことであった。

引き続き導入部署を拡大していくことにより、会計事務の効率化や支払い遅延の防止を図られたい。